

オンライン診療（情報通信機器を用いた診療）について

当院では、オンライン診療（情報通信機器を用いた診療「以下オンライン診療」）の届け出を行っております。

オンライン診療をご希望される場合には、まずかかりつけの医師にご相談ください。

＊オンライン診療とは、スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、自宅等にいながら医師の診察や薬の処方を受けることができる診療です。オンライン診療は、対面診療と適切に組み合わせて実施することを基本としており、適切な診療のため、一部の場合を除き、原則、かかりつけの医師が実施します。

（かかりつけの医師とは、日頃から直接の対面診療を行っているなど、すでに患者さんと適切な関係がある医師のことをいいます。かかりつけの医師がいない場合は当院でもご相談に応じますが、まずはオンライン診療を実施しているお近くの医療機関にご相談ください）

＊オンライン診療を実施する際は、毎回、医師が医学的な観点からオンライン診療の実施の可否を判断します。

＊医師がオンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合は、オンライン診療を中止し、すみやかに対面診療につなげることになります。

【医師がオンライン診療を行う事が適切でないと判断する例】

- ・本人確認ができない場合（顔が確認できる資格確認証の提示）
- ・直接の対面診療と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者様の心身の状態に関する有用な情報が得られない場合
- ・急病急変など緊急性が高い症状の場合
- ・情報通信環境の障害によりオンライン診療を行う事ができなくなる場合

＊患者様には、ご自身で保有しているスマートフォンやタブレットをご使用頂きます。リスク回避のため、セキュリティ対策（使用する OS やアプリケーションの適宜アップデート、セキュリティソフトの導入など）をご自身で行っていただく必要があります。

＊初診時のオンライン診療についても、原則としてかかりつけの医師が行う事になります。初診時とは、継続的に診療している場合においても、新たな症状等に対する診療を行う場合や、疾患が治癒した後、または治療が長期間中断した後に再度同一疾患について診察する場合をいいます。

なお、初診の場合には、以下の処方は行いません。

●麻薬及び向精神薬の処方

●基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する、安全管理が必要な薬品の処方

●基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する 8 日分以上の処方